

交通事故 どっちが悪いかどうやって決める？(テキスト版)

※動画より一部省略等していることがありますので、詳細は動画をご覧ください。

皆さんこんにちは。弁護士の山上祥吾です。

交通事故の場合、どちらが悪いのか、また、どちらがどのくらい悪いのか、というのが問題になることがあります。

こういう場合、そもそも、どんな事故だったのか、ということについて、お互いの話に食い違いがあるということだと、証拠が必要になってきます。例えばドライブレコーダーの映像は非常に有力な証拠になるわけです。

交通事故で注意すべきことについては、別の動画がありますので、そちらも是非ご覧ください。

https://youtu.be/BQRz_Gc60QE

では、どんな事故だったのか、というのが分かったとして、どちらがどの程度の責任になるのか(過失割合といいます。)、という問題があります。

噂なんかで、例えば、あやまった方が全部責任負うとか、

しゃべっちゃいけない、常に車が悪い

というのを聞かれたことがあるかもしれませんが、

そんなことはありません。

実は、裁判所では、基本的に別冊判例タイムズ38「民事交通訴訟における過失相殺率の認定基準(全訂5版)」(東京地裁民事交通訴訟研究会編)という本に掲載されている図によって判断しています。

上記の本には図がたくさん掲載されていて、非常に多くのケースが想定されています。

保険会社もこの本を持っていますので、今回の事故はこの本の何番の図ですから、過失は8:2でお願いします、と言ってきたりするわけです。

例えば、歩行者が青信号で横断歩道を渡っていて、車が赤信号で入ってきて衝突したというときは、上記の本の1番の図により、基本的に歩行者過失0です。

でも、歩行者が赤信号で横断歩道を渡りはじめて、車が青信号だったときは、上記の本の14番の図により、基本的には5:5となります。

あと、例えば、極端な例かもしれませんが、路上で歩行者が酔って寝ていて、それで車とぶつかってしまったというケースでは、基本的には、昼間の場合は上記の本の47図によって歩行者の過失が30%、夜間の場合は上記の本の48図によって歩行者の過失が50%となります。

また、車同士の事故で追突された場合、基本的には、追突された方の過失は0となっています。

ですので、どっちが悪いかというのは、基本的には、上記の本の表で決まると思っていてよいかと思います。

ただ、先ほど基本的にはという言い方をしていますとおり、色々修正要素というのがあります。

一番典型的なのは、車の運転者が、スピード違反をしていたり、携帯を触っていたというような場合ですね。そういう場合は、その運転者の過失が増やされることになります。

ですので、裁判で争いになったときは、そういったことを証明する証拠を提出して、争っていくことになります。

私が過去にやったケースでも、車とバイクの衝突事故でしたが、車の運転手は法定速度しか出していないとずっと言い張っていましたが、事故の映像が入手できて、それを見たら明らかに法定速度を超えていて、こちらが有利に解決できたという例もありました。

やっぱり証拠が大事ということになります。